

国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通しの関連試算 — 令和6(2024)年オプション試算結果 —

厚生労働省

令和6(2024)年7月3日

平成26(2014)年財政検証及び令和元(2019)年財政検証では、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」に加えて、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施した。

令和6(2024)年財政検証においても、年金部会での議論等を踏まえてオプション試算を実施し、本報告書において公表するものである。

※ 令和6(2024)年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。
推計プログラム等についても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合（約90万人）

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者の中で、月8.8万円以上の収入のある者全体に適用拡大し、さらに、5人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人）

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、5人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人）

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、業種・規模によらず、個人事業所についても適用事業所とする場合。

④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人）

注1：適用拡大①については、月8.8万円未満の者、学生、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。

適用拡大②については、学生、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。

適用拡大③については、学生については適用拡大の対象外。

適用拡大④については、雇用者の中で所定労働時間が週10時間未満の者のみ適用拡大の対象外。

注2：更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

注3：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため一定程度上昇する前提。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限（現行65万円）の見直しを行った場合

【参考試算】マクロ経済スライド調整の仕組み

マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃による効果

（参考）マクロ経済スライドによる調整の未調整分のキャリーオーバーによる効果

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90 万人・・・企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消 (A)
- ② 200 万人・・・①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A＋B)
- ③ 270 万人・・・②＋5人未満個人事業所 (A＋B＋C)
- ④ 860 万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780 万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590 万人

週所定労働時間
4 分の 3 (注 4)

厚生年金の被保険者
(短時間)

令和 2 年改正までの
適用拡大の効果

企業規模要件撤廃

5 人未満個人事業所

5 人以上個人事業所
の非適用業種の解消

70 万人 … C
〔5 人未満個人
※短時間を含む〕

20 万人 … A
〔5 人以上個人
非適用業種
※短時間を含む〕

学生等
20 万人
(注 3)

フルタイム
以外
960 万人

うち
20時間以上
380 万人

うち
20時間未満
580 万人

90 万人
〔企業規模
100人超〕

20 万人
〔企業規模
50人超100人以下〕

70 万人 … A
〔企業規模
50人以下〕

110 万人〔月 8.8 万円未満〕… B

410 万人〔10～20 時間〕

180 万人〔10 時間未満〕

賃金要件撤廃 又は
最低賃金の引上げ

適用事業所

非適用事業所
(未適用者を含む)

注 1. 「労働力調査2023年平均」、「令和 4 年公的年金加入状況等調査」、「令和 4 年就業構造基本調査」、「令和 3 年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。

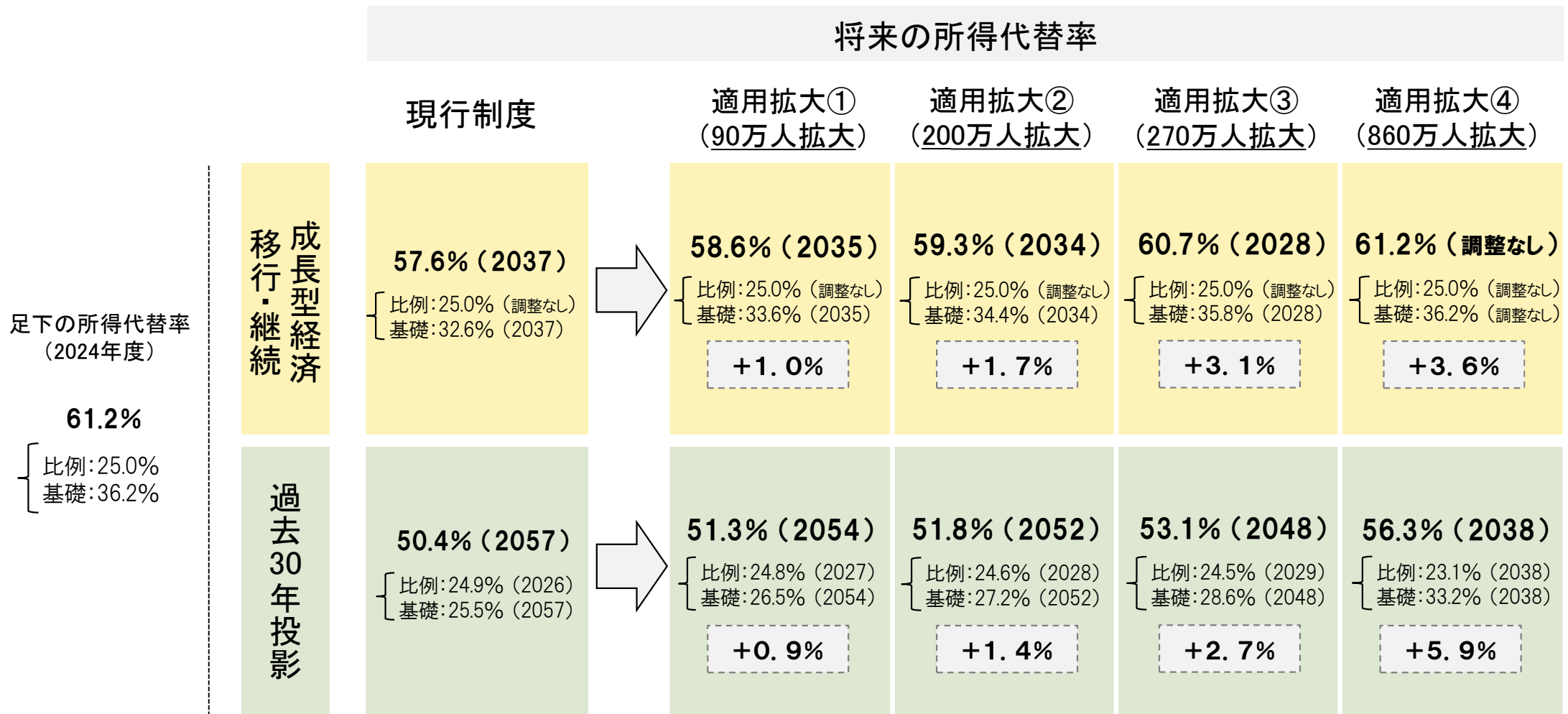
注 2. 斜体字は、「令和 3 年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。

注 3. 学生等には、雇用契約期間 2 ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で 2 ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。

注 4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和 5 年就労条件総合調査」における労働者 1 人平均の値 (39時間04分) としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約90万人拡大）
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人拡大）
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人拡大）
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人拡大）
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

将来の年金額への影響(被用者保険の更なる適用拡大)

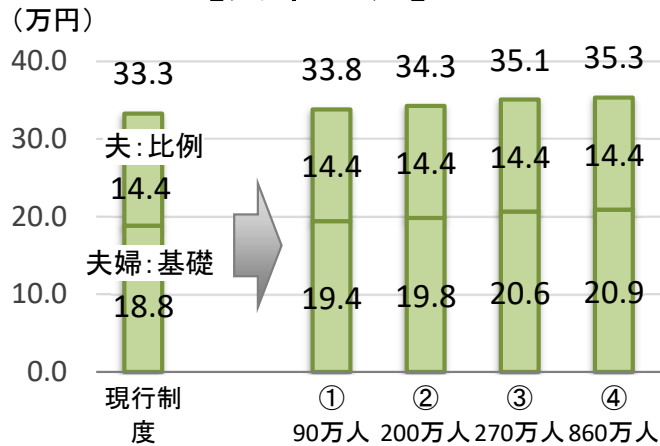
— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース —

○適用拡大は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

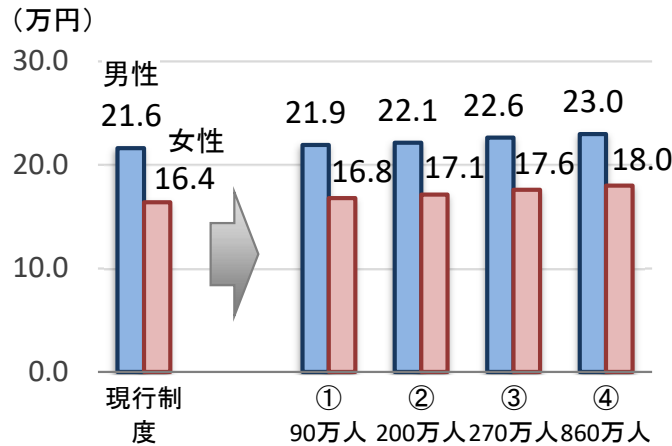
- ① : 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ② : ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③ : ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④ : 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

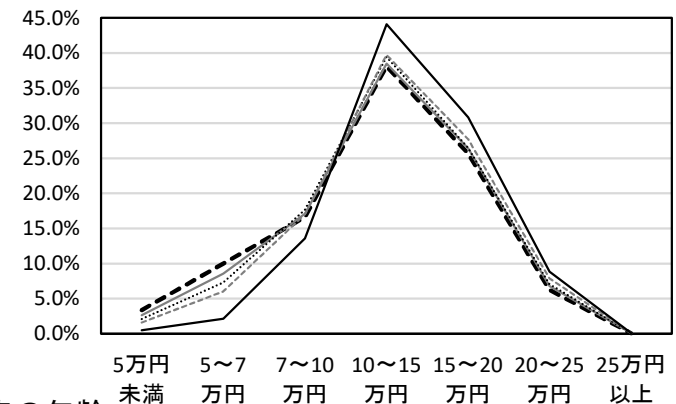
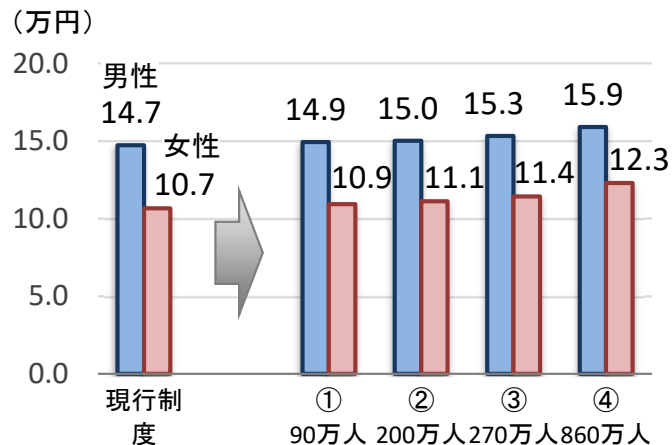
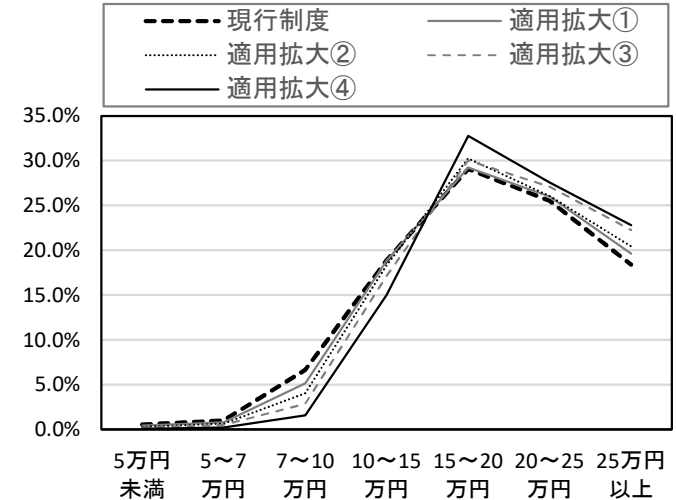
モデル年金(2059年) 【夫婦2人分】



平均年金額(2059年に65歳) 【1人分】 1994生<30歳>



年金額分布(2059年に65歳) 1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。 注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) 被用者保険の適用拡大による負担と給付の変化のイメージ

被用者保険の適用拡大による負担と給付の変化のイメージ

① 第1号被保険者

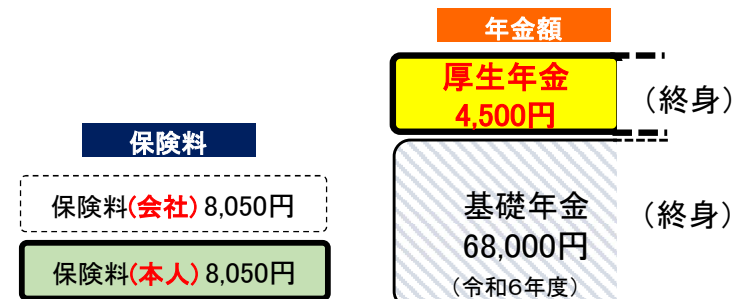


② 第3号被保険者 国民年金非加入者(60歳以上高齢者等)



厚生年金被保険者

※ 標準報酬月額8.8万円で10年間加入の場合



被用者保険の適用拡大による負担と給付の変化(標準報酬月額8.8万円の場合の例)

加入期間	① 第1号→第2号の場合		② 第3号、非加入→第2号の場合	
	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金
10年	▲0.9万円/月減	5.4万円/年増 (終身)	0.8万円/月増	5.4万円/年増 (終身)
20年		10.7万円/年増 (終身)		10.7万円/年増 (終身)

注: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、令和6年度の国民年金保険料(約1.7万円/月)や年金額をもとに計算したもの。

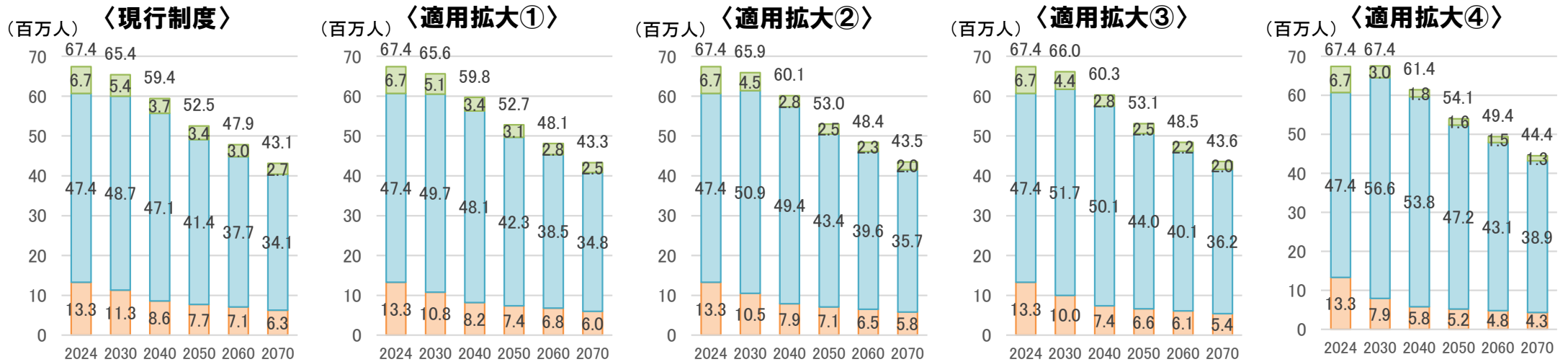
(実際には、国民年金保険料や年金額は、毎年度改定される。)

適用状況別の被保険者数の推移

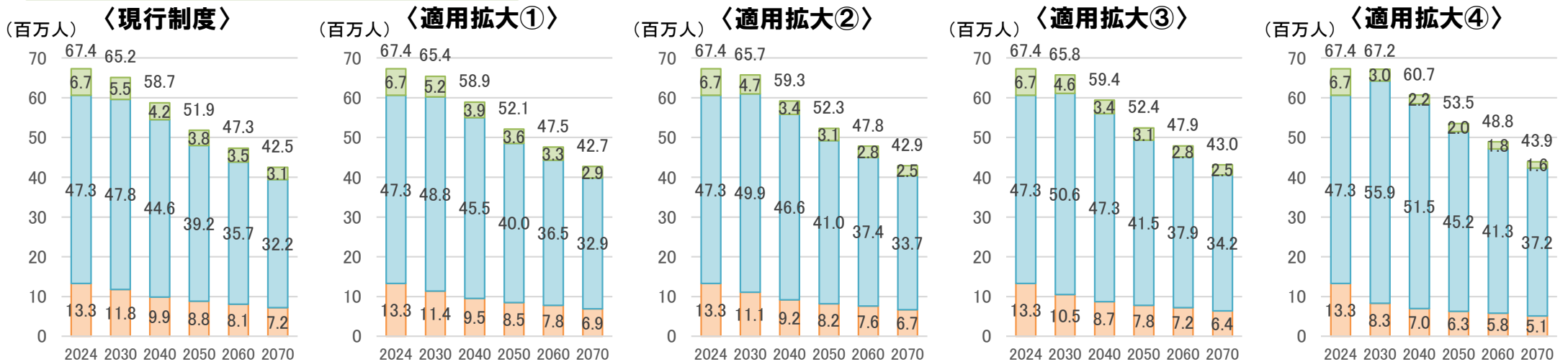
- ① :被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ② :①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③ :②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④ :所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

成長型経済移行・継続ケース(労働参加進展)

1号被保険者 厚生年金被保険者 3号被保険者



過去30年投影ケース(労働参加漸進)



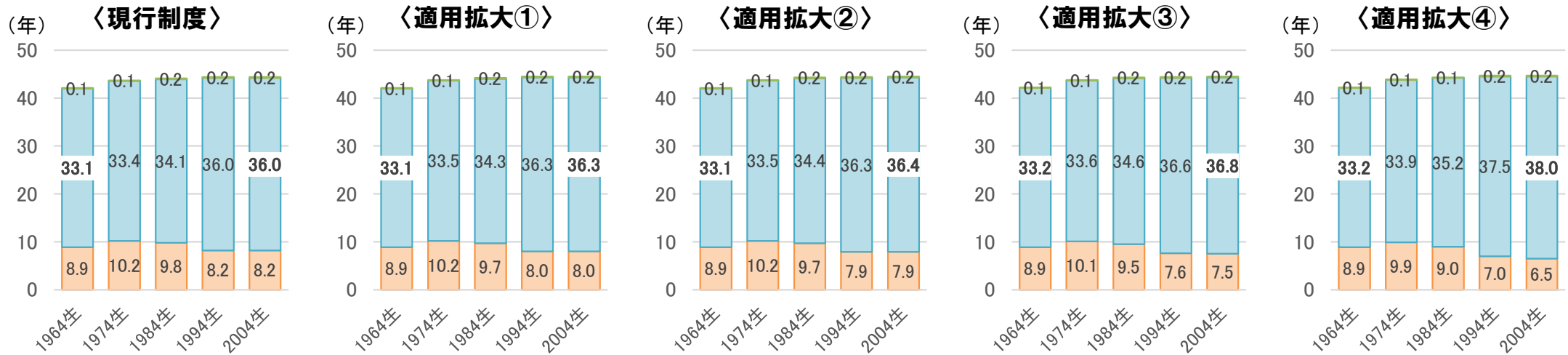
注:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

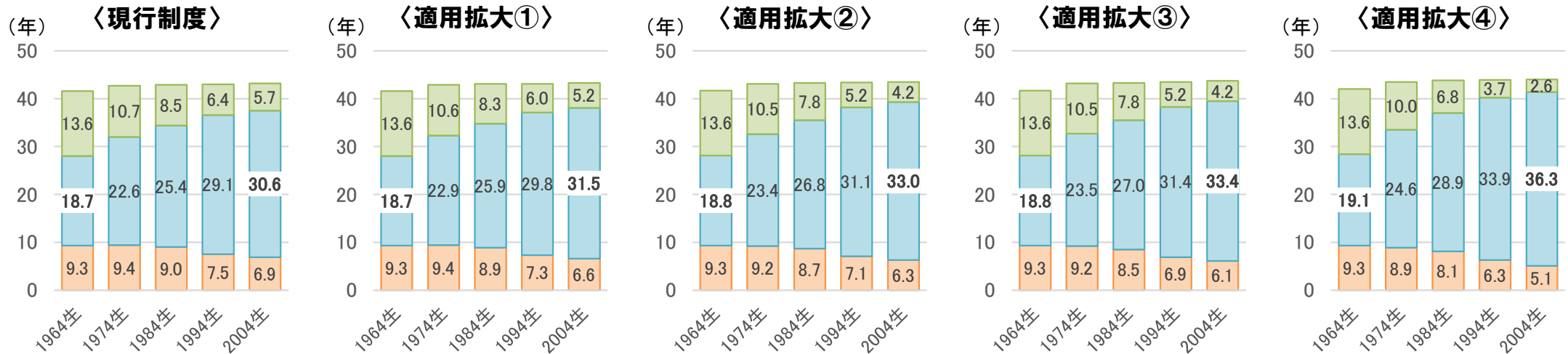
- ① : 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ② : ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③ : ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④ : 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

成長型経済移行・継続ケース(労働参加進展)

【男性】



【女性】



注1: それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

注2: 昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

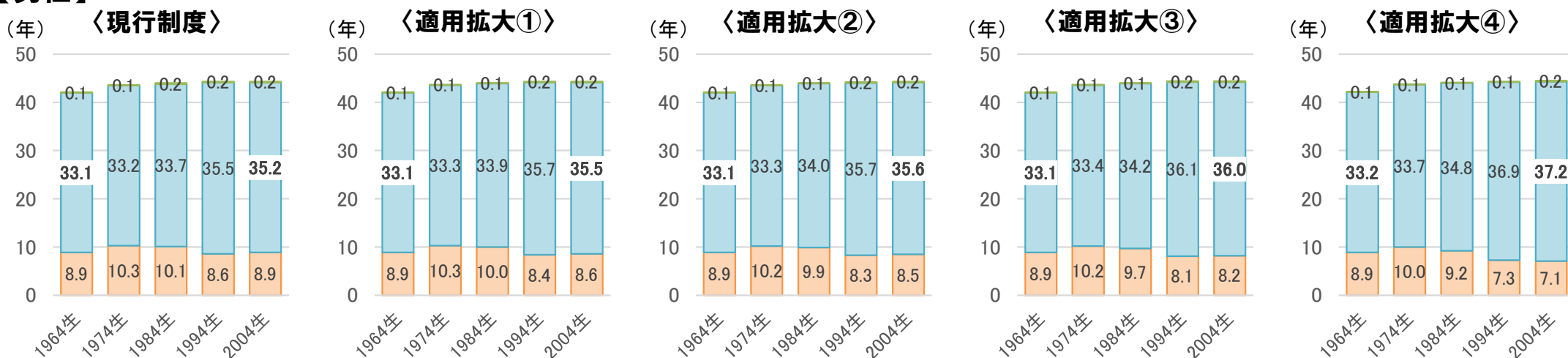
注3: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

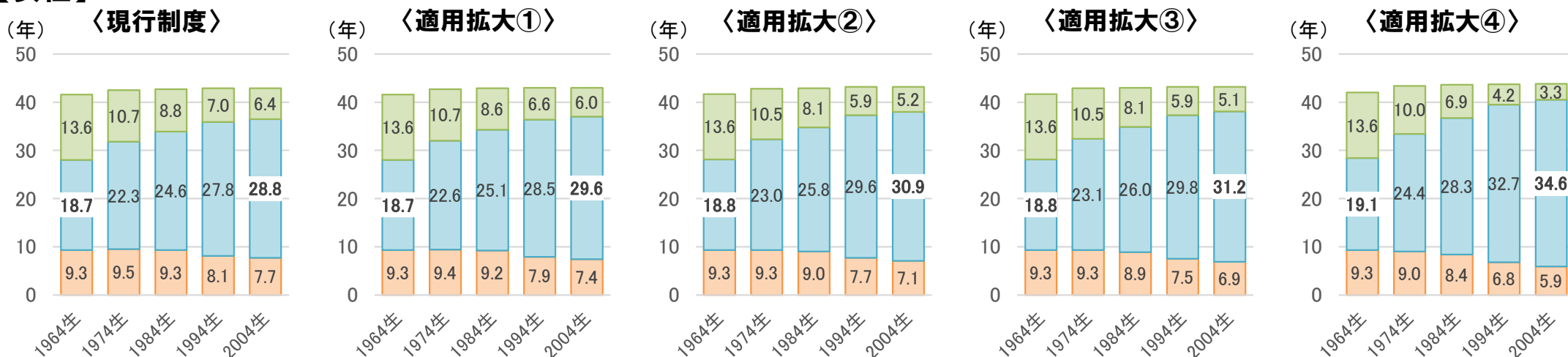
- ① :被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ② :①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③ :②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④ :所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

過去30年投影ケース（労働参加漸進）

【男性】



【女性】

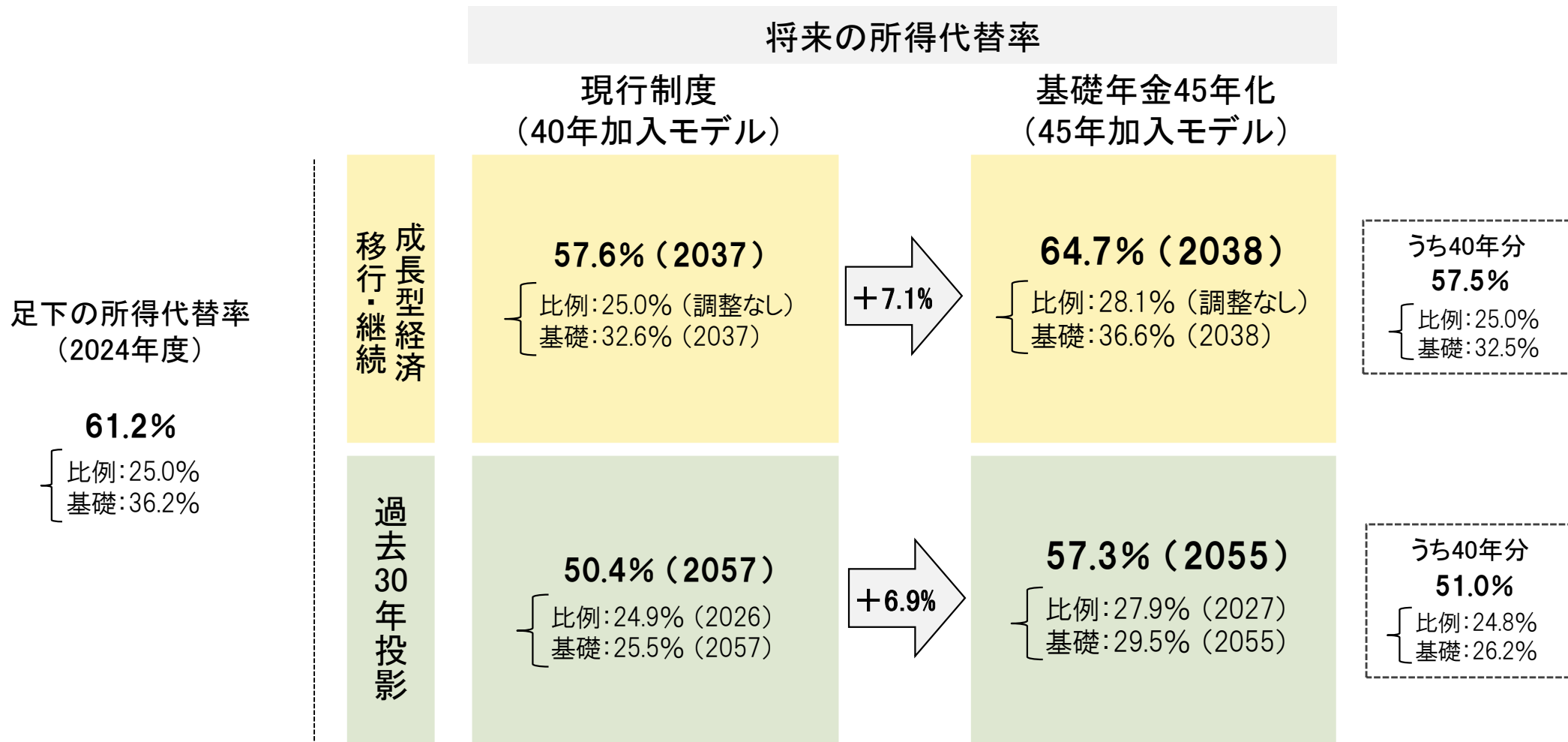


注1: それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。
 注2: 昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。
 注3: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・ 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・ 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・ マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

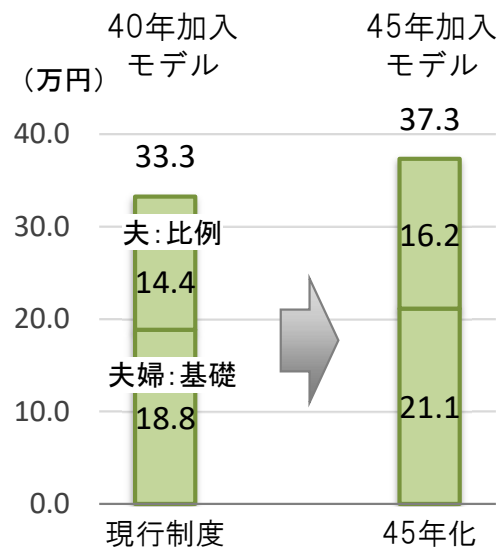
将来の年金額への影響(基礎年金45年化)

ー 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース ー

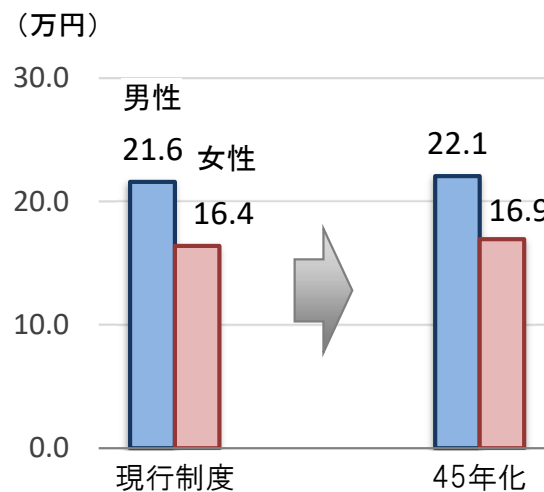
○基礎年金の45年化は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

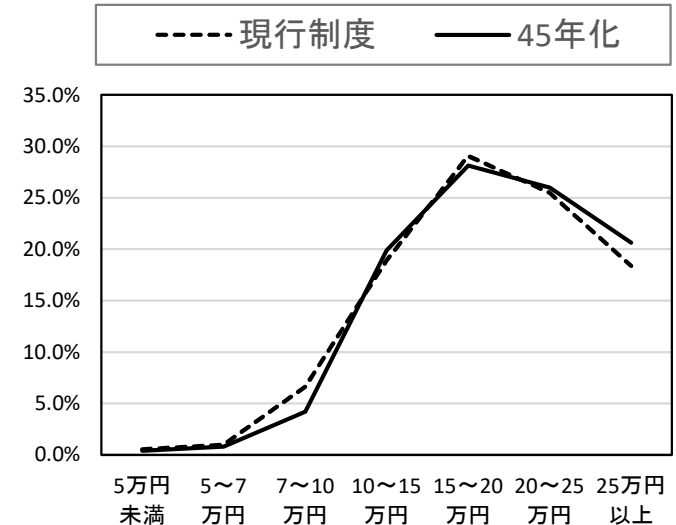
モデル年金(2059年) 【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳) 【1人分】 1994生<30歳>

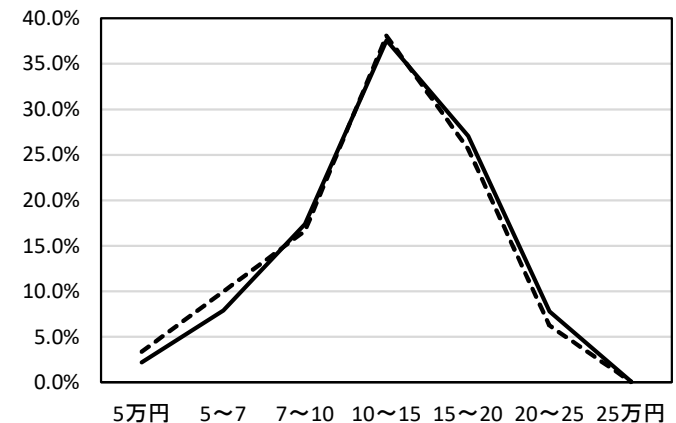
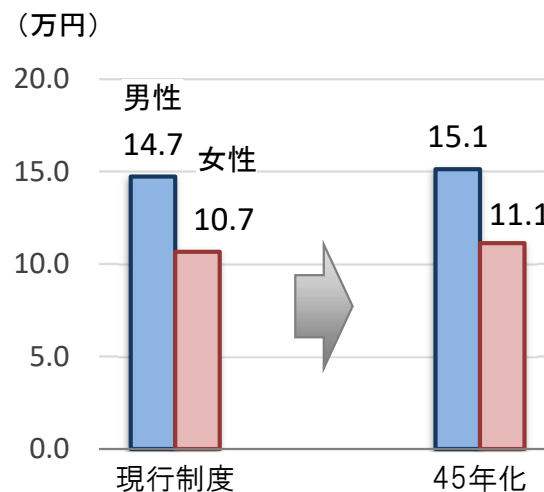
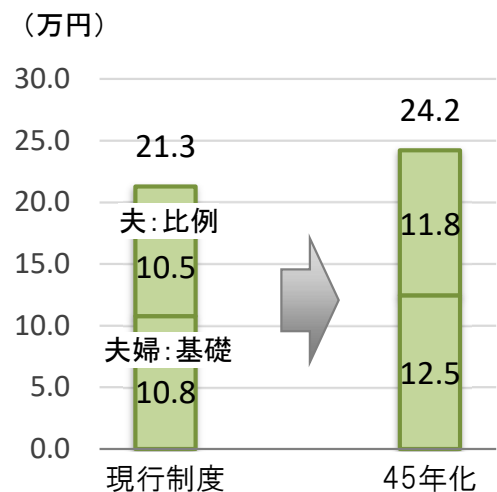


年金額分布(2059年に65歳) 1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影



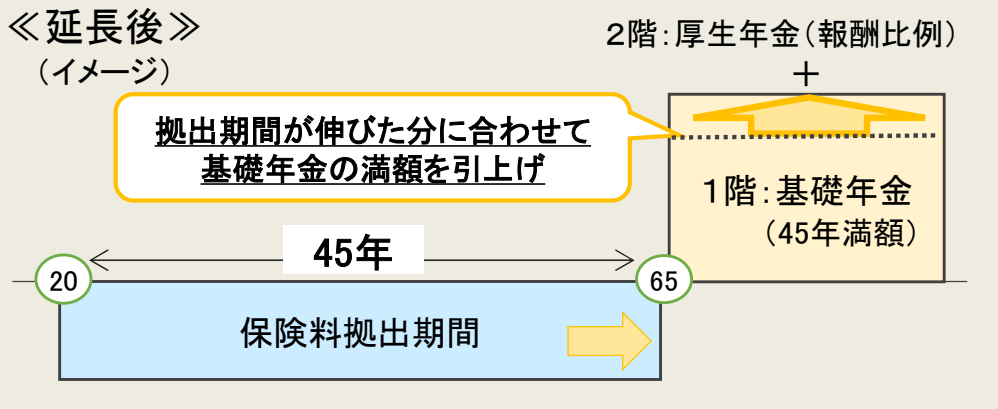
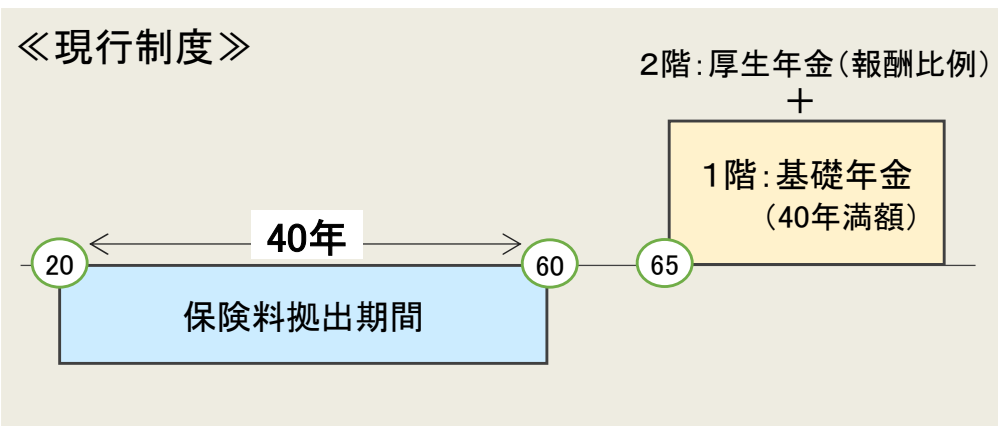
注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間 追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の 負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の 保険料負担なし	60～64歳の5年分 に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

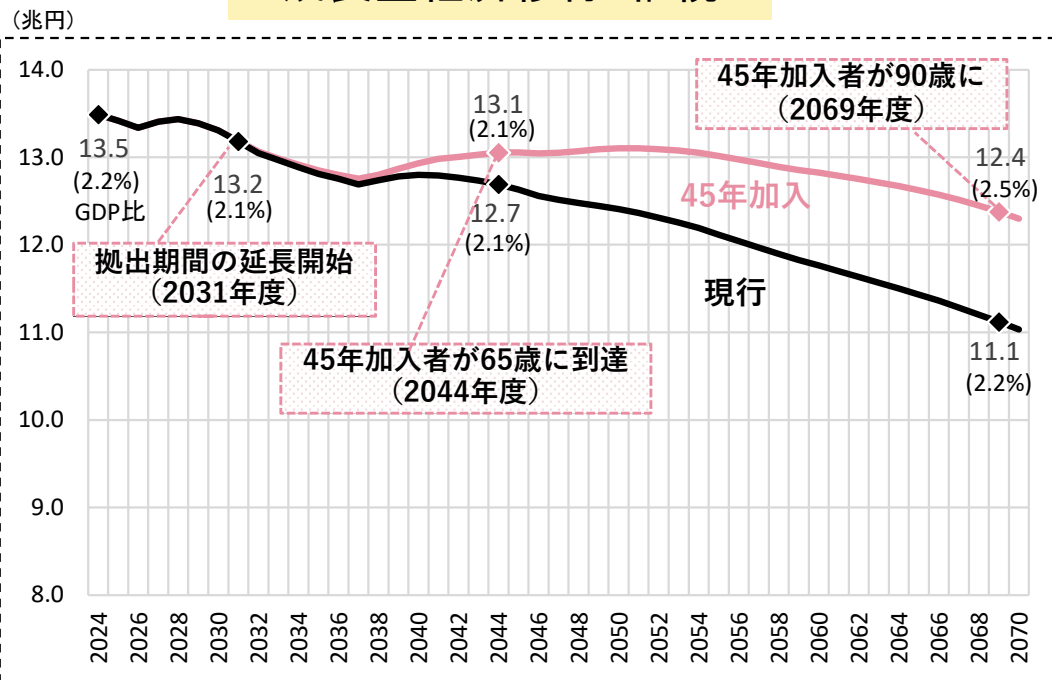
※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

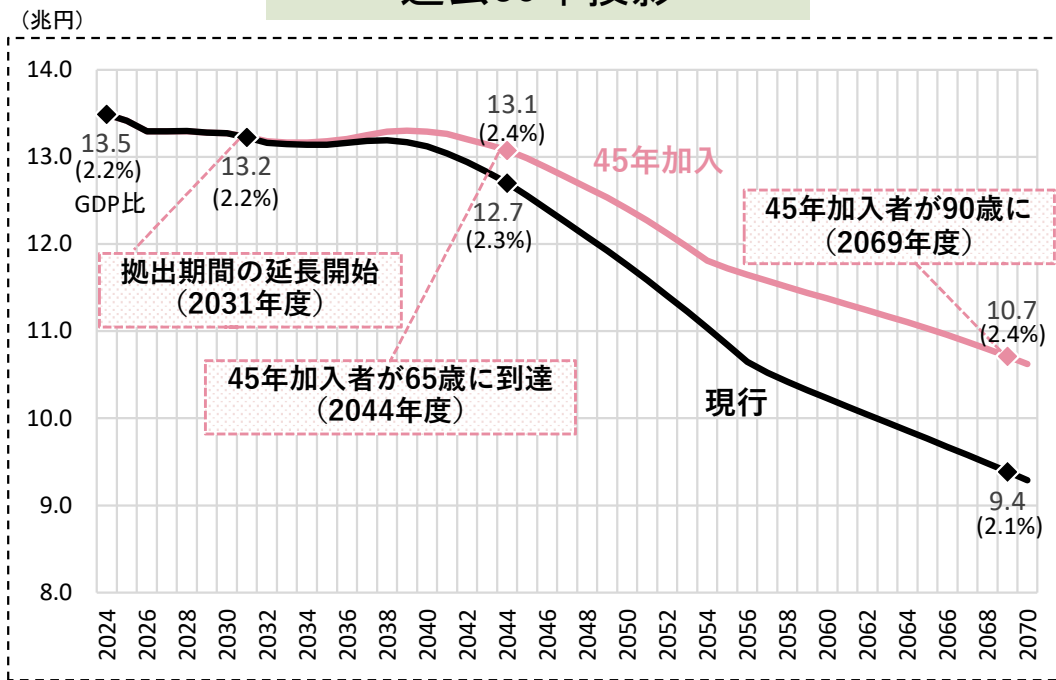
※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額による国庫負担の見通しの変化

成長型経済移行・継続



過去30年投影



	現行		45年加入		45年加入による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2031	13.2	(2.1%)	13.2	(2.1%)	【+0.0】
2040	12.8	(2.0%)	12.9	(2.0%)	【+0.1】
2044	12.7	(2.1%)	13.1	(2.1%)	【+0.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.1	(2.3%)	【+0.7】
2060	11.8	(2.2%)	12.8	(2.4%)	【+1.1】
2069	11.1	(2.2%)	12.4	(2.5%)	【+1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.3	(2.5%)	【+1.3】

(単位:兆円)

拠出期間の延長開始

45年加入者が65歳に到達

45年加入者が90歳に

	現行		45年加入		45年加入による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2031	13.2	(2.2%)	13.2	(2.2%)	【+0.0】
2040	13.1	(2.3%)	13.3	(2.3%)	【+0.2】
2044	12.7	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.4】
2050	11.8	(2.2%)	12.4	(2.4%)	【+0.6】
2060	10.2	(2.1%)	11.4	(2.4%)	【+1.1】
2069	9.4	(2.1%)	10.7	(2.4%)	【+1.3】
2070	9.3	(2.1%)	10.6	(2.4%)	【+1.3】

(単位:兆円)

拠出期間の延長開始

45年加入者が65歳に到達

45年加入者が90歳に

注1: 「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。

注2: 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

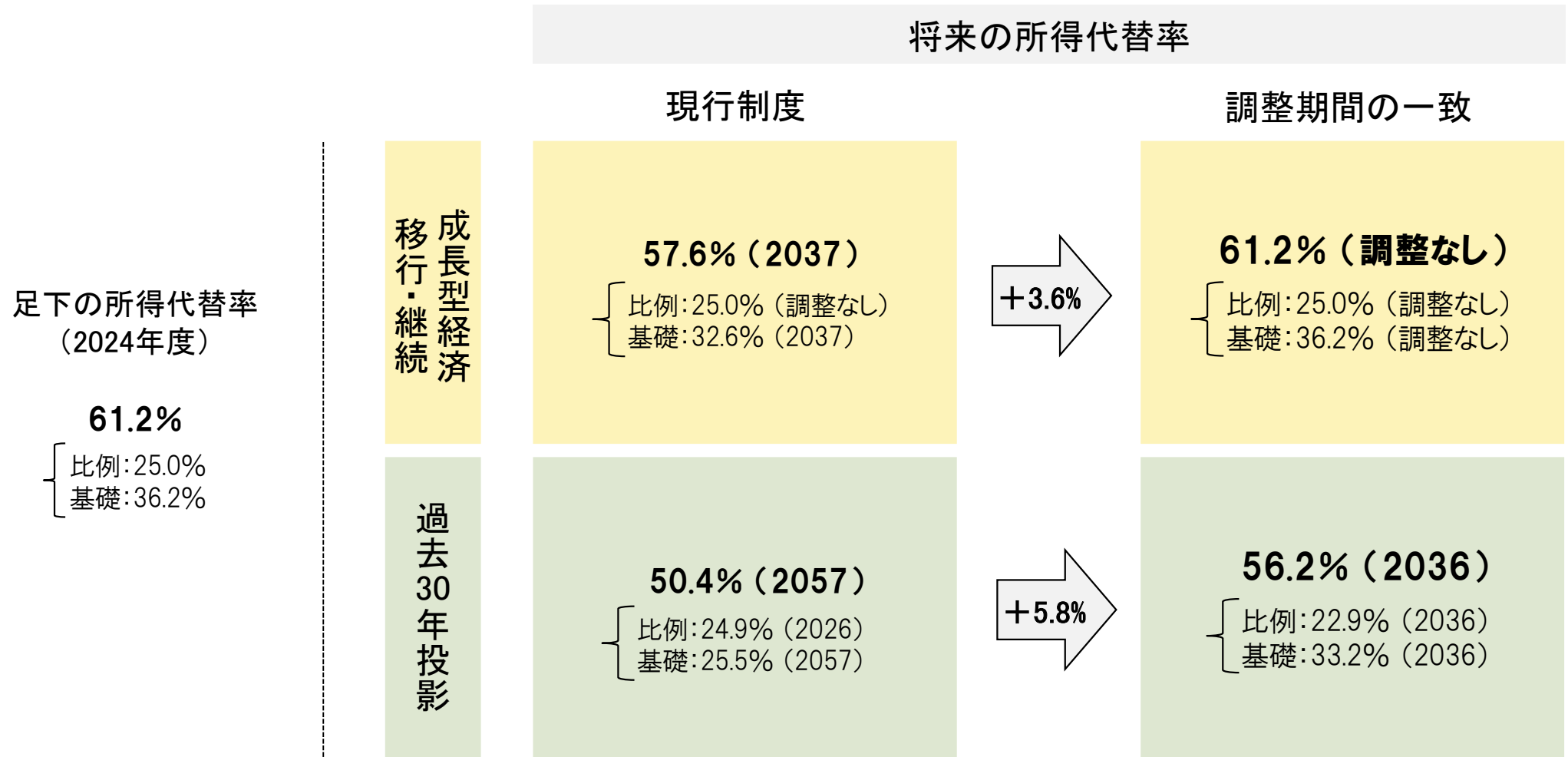
注3: ()内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

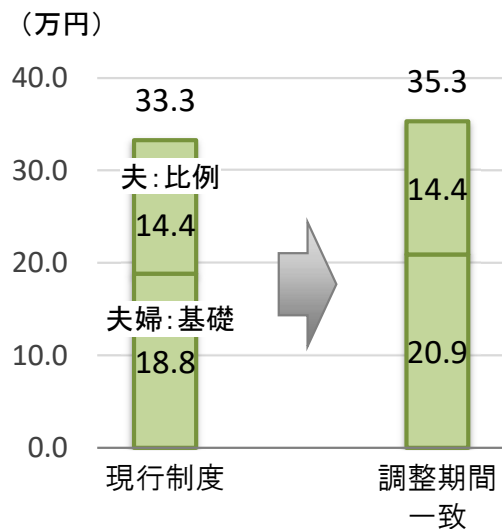
将来の年金額への影響(マクロ経済スライドの調整期間一致)

— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース —

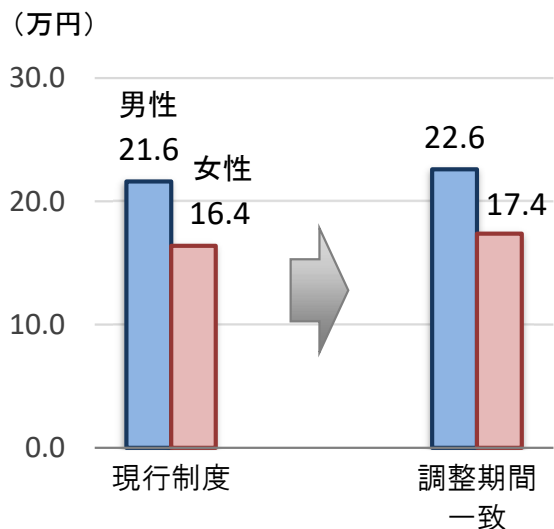
○マクロ経済スライドの調整期間の一致は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

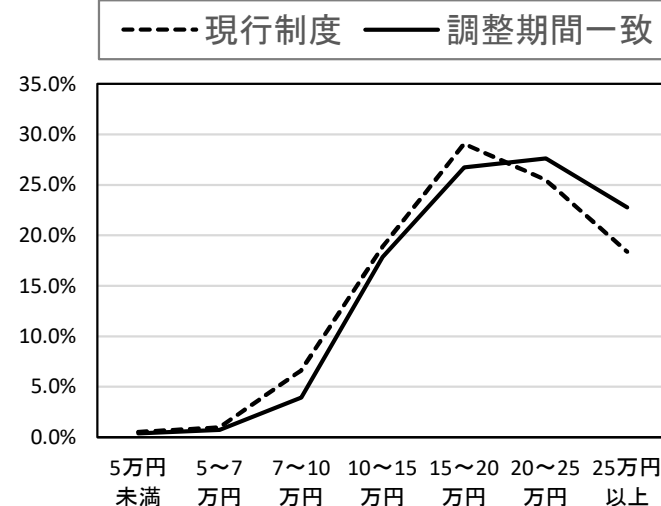
モデル年金(2059年)
【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳)
【1人分】 1994生<30歳>

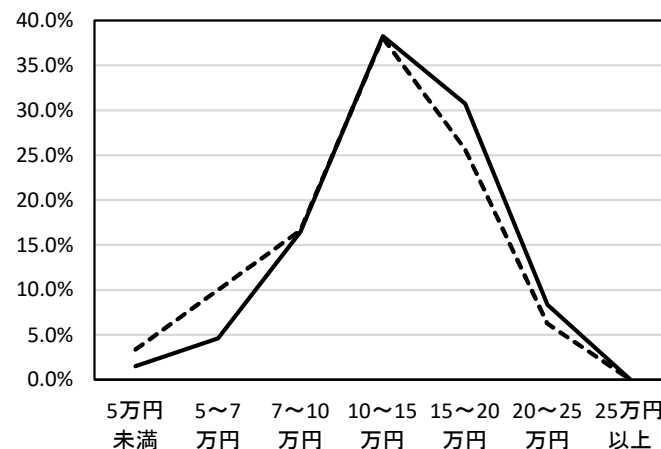
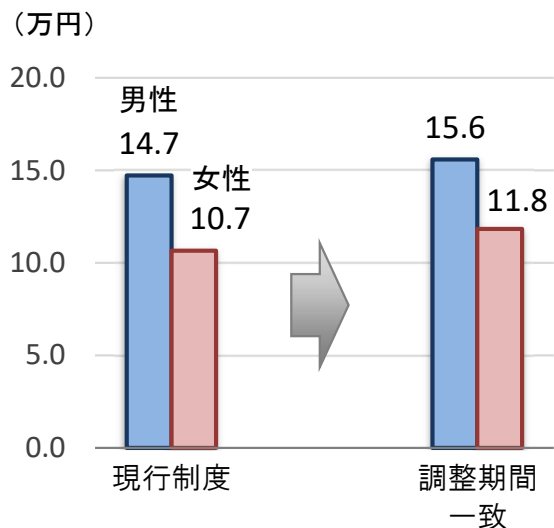
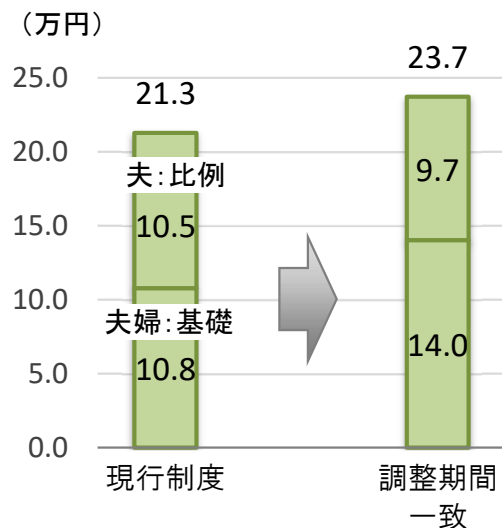


年金額分布(2059年に65歳)
1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

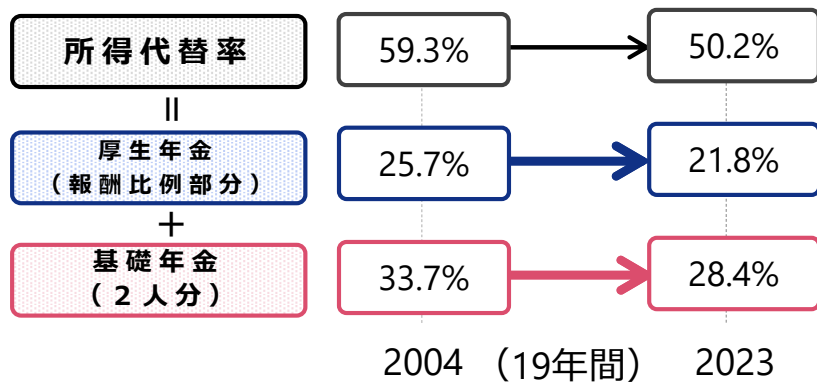


注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

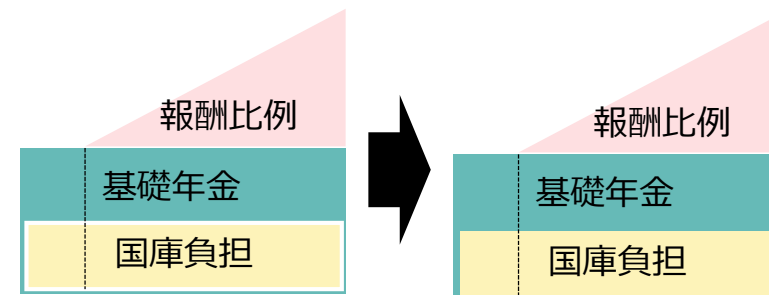
注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

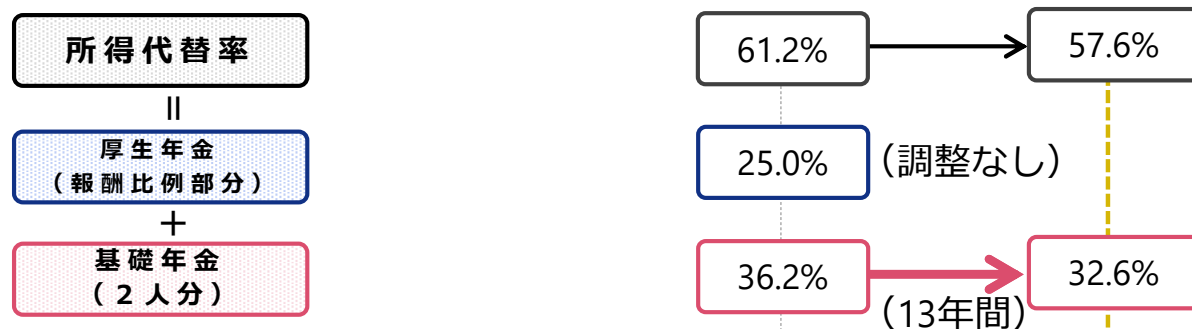
《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



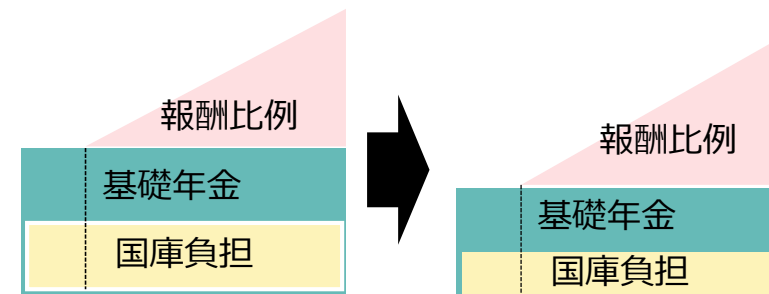
＜バランスの維持＞



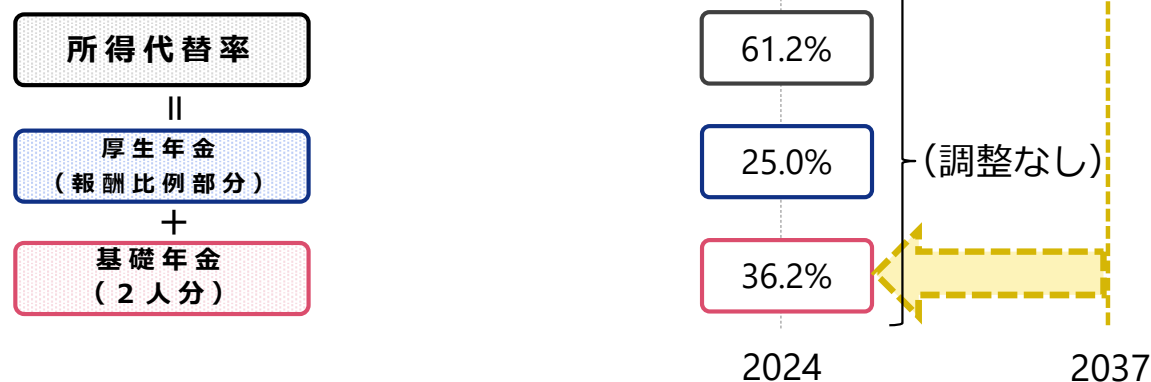
《令和6(2024)年財政検証》 ※ 成長型経済移行・継続ケース



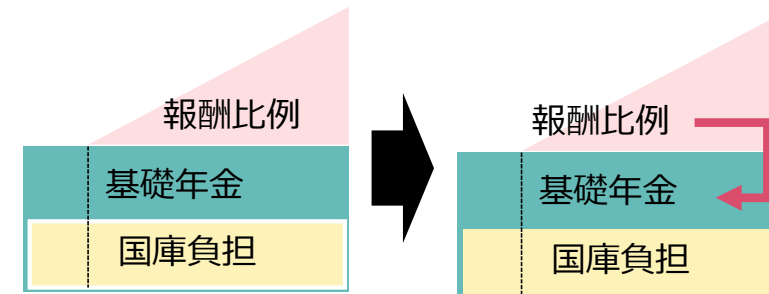
＜バランスの偏り＞
(基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》

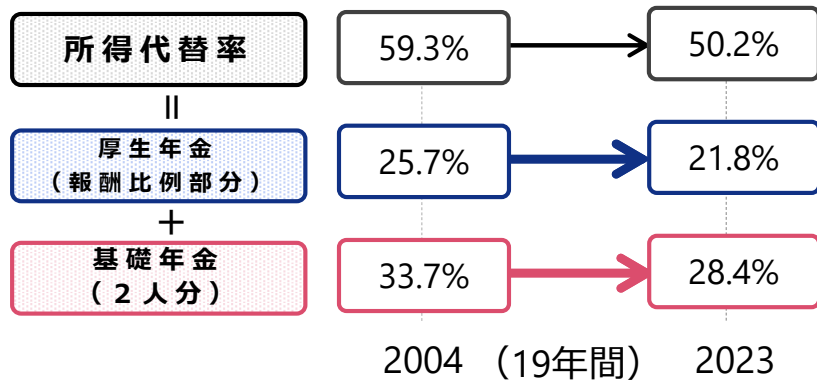


＜バランスの維持＞

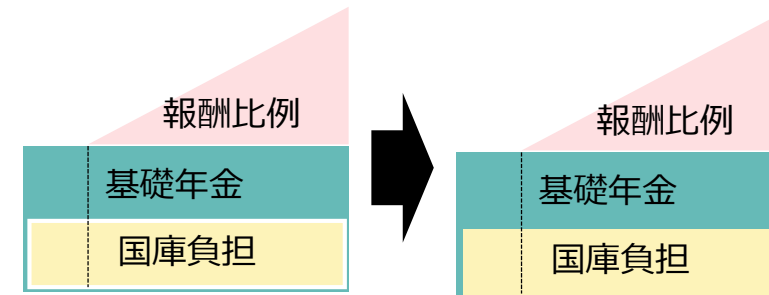


(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

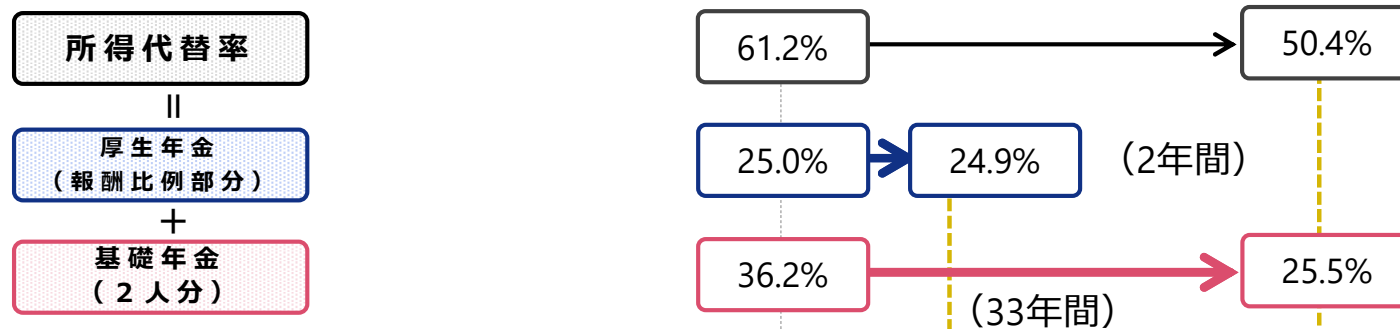
《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



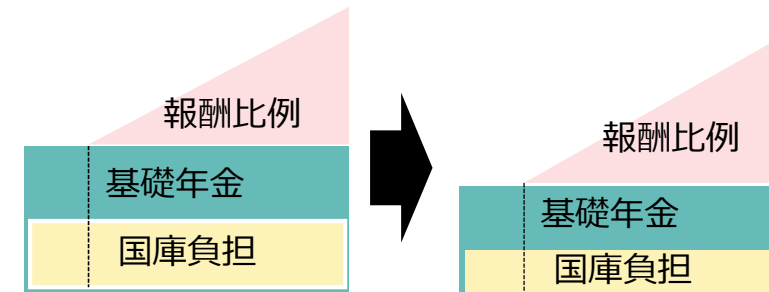
<バランスの維持>



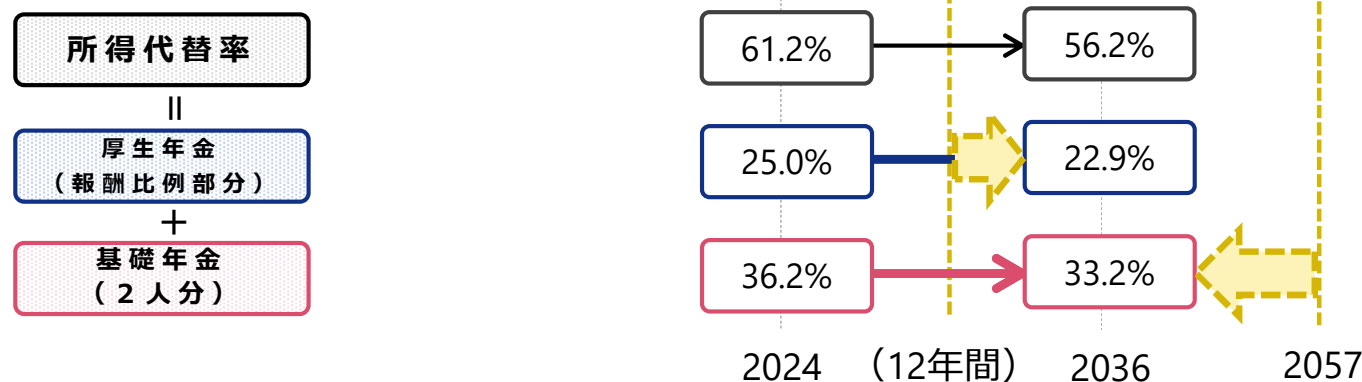
《令和6(2024)年財政検証》 ※ 過去30年投影ケース



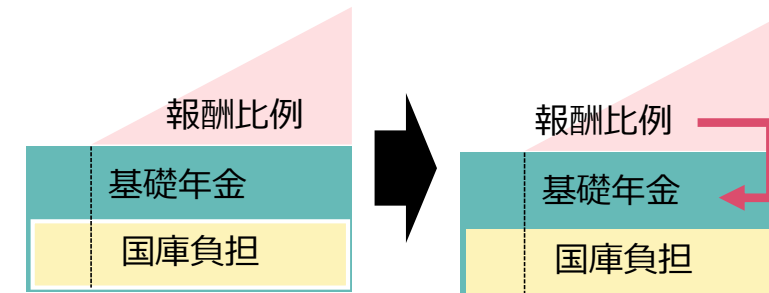
<バランスの偏り> (基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》

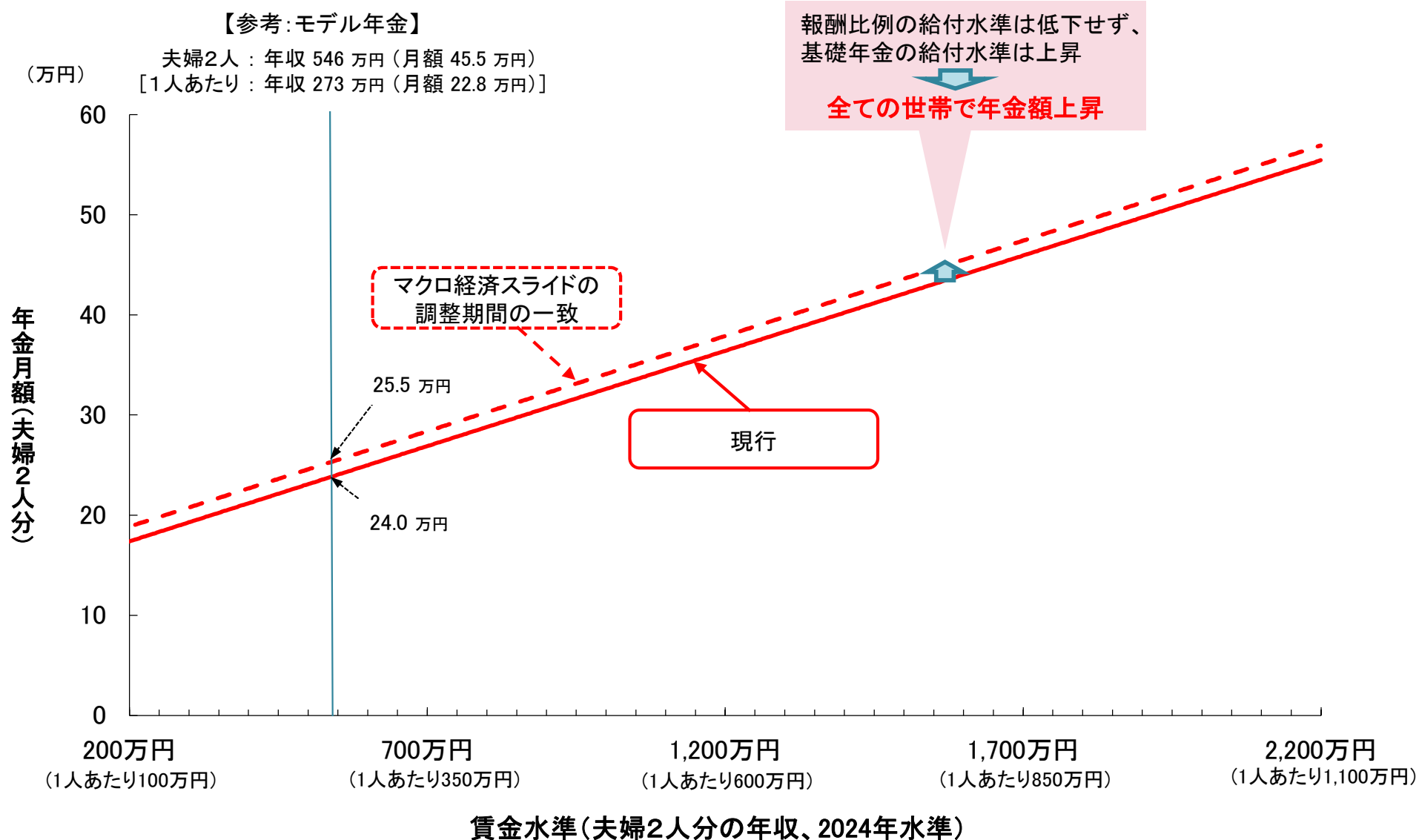


<バランスの維持>



（参考）賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

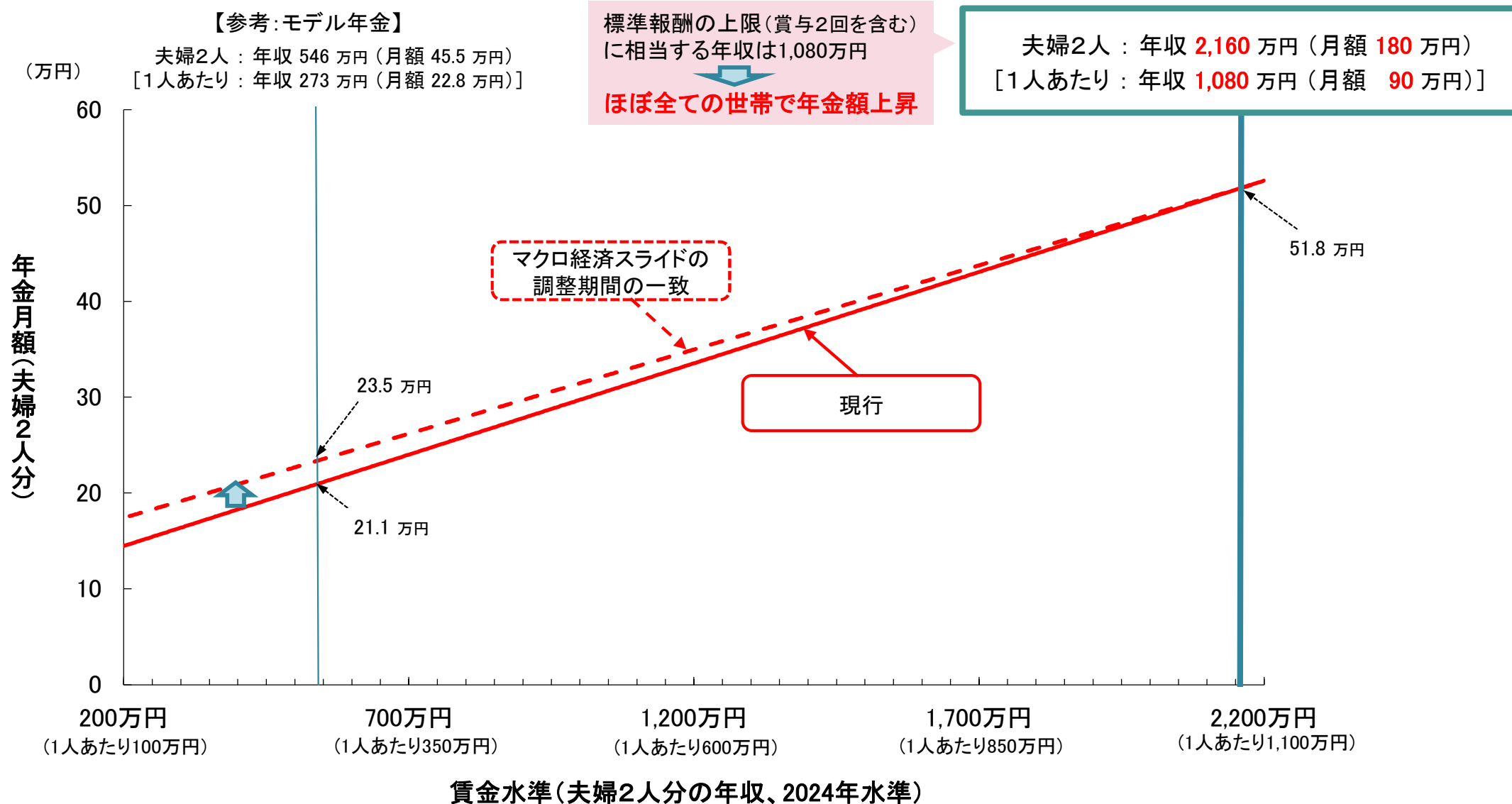
成長型経済移行・継続ケース：2037年度



注：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

（参考）賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



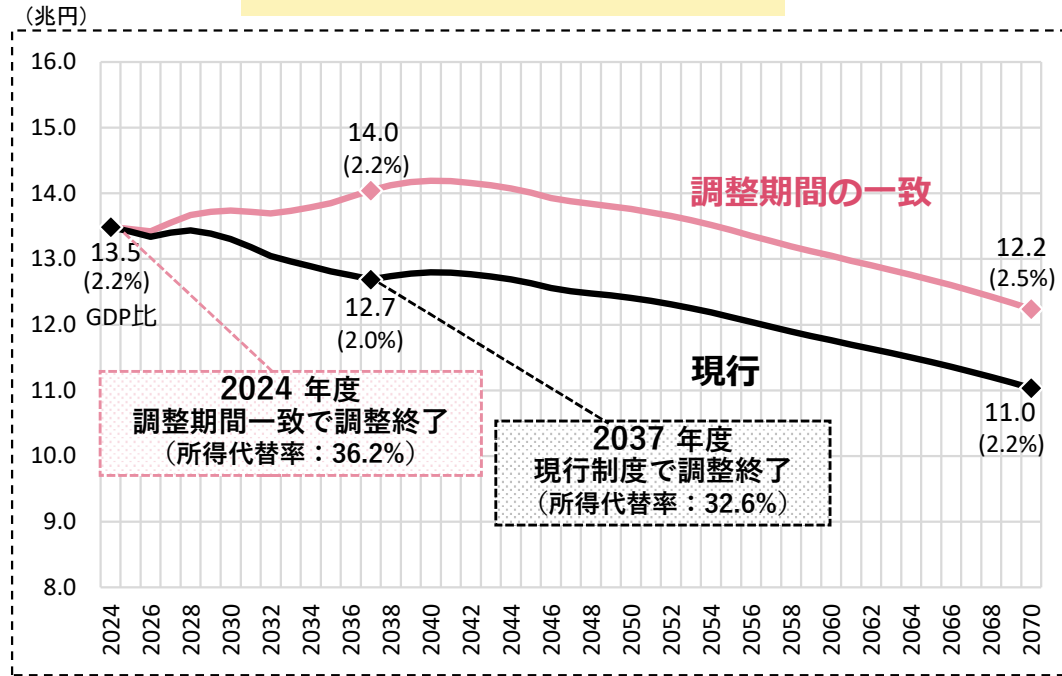
※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

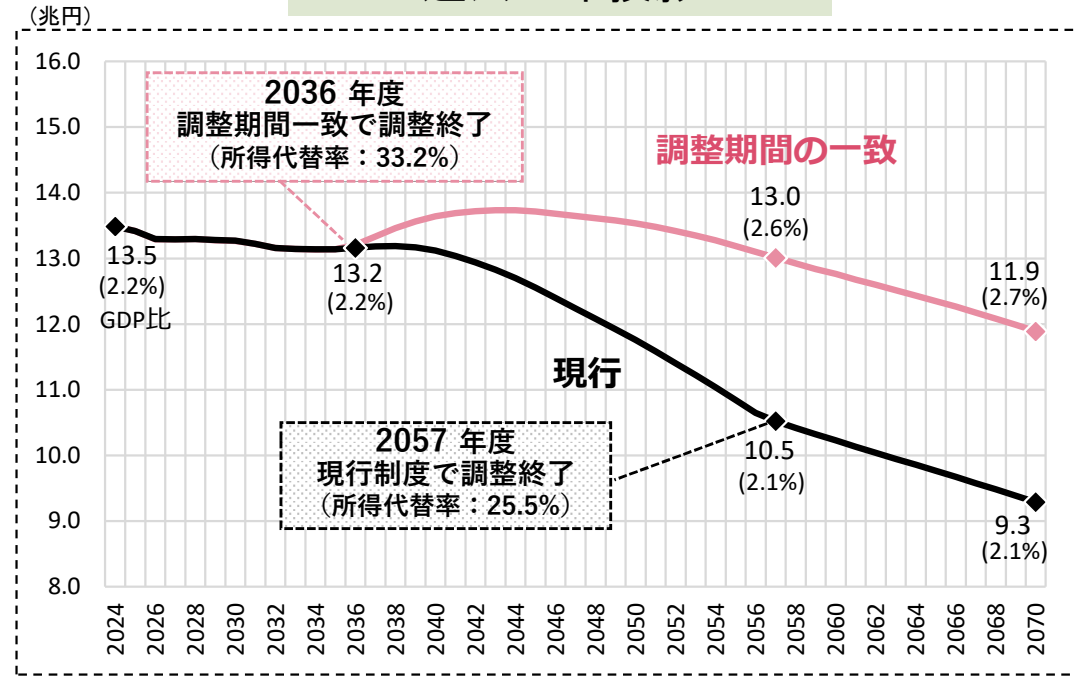
注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

(参考) マクロ経済スライドの調整期間一致による国庫負担の見通しの変化

成長型経済移行・継続



過去30年投影



	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2037	12.7	(2.0%)	14.0	(2.2%)	【+1.4】
2040	12.8	(2.0%)	14.2	(2.2%)	【+1.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.8	(2.4%)	【+1.4】
2060	11.8	(2.2%)	13.0	(2.4%)	【+1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.2	(2.5%)	【+1.2】

(単位:兆円)

調整期間一致で調整終了

現行制度で調整終了

	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2036	13.2	(2.2%)	13.2	(2.2%)	【+0.0】
2040	13.1	(2.3%)	13.6	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.5	(2.6%)	【+1.8】
2057	10.5	(2.1%)	13.0	(2.6%)	【+2.5】
2060	10.2	(2.1%)	12.8	(2.7%)	【+2.5】
2070	9.3	(2.1%)	11.9	(2.7%)	【+2.6】

(単位:兆円)

調整期間一致で調整終了

現行制度で調整終了

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

(参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

- 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

現行制度（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡 (⇒ 基礎年金水準の決定)

※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金
の水準が国民年金（第1
号被保険者）の財政状況
のみに依存して決まる

スライド調整

固定！



*2004年度価格

基礎年金

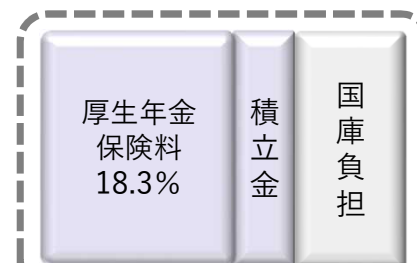
第2段階 厚生年金の財政均衡 (⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

基礎年金低下
⇒ 報酬比例上昇

スライド調整

固定！



報酬比例部分

基礎年金

固定！

調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡 (⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

公的年金全体の財政均
衡で年金水準が決定

スライド調整

固定！



*2004年度価格

基礎年金

報酬比例部分

【組合せ試算】適用拡大、基礎年金45年化を行った場合

《 適用拡大 》

- ① 90 万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200 万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270 万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860 万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

+

《 基礎年金45年化 》

基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長し、その分給付を増額

将来の所得代替率

現行制度 (40年加入モデル)

適用拡大 ＋ 基礎年金45年化 (45年加入モデル)

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

〔 比例: 25.0%
基礎: 36.2% 〕

移行・継続
成長型経済

57.6% (2037)

〔 比例: 25.0% (調整なし)
基礎: 32.6% (2037) 〕

過去30年
投影

50.4% (2057)

〔 比例: 24.9% (2026)
基礎: 25.5% (2057) 〕



適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
65.7% (2036) 〔 比例: 28.1% (調整なし) 基礎: 37.6% (2036) 〕 +8.0%	66.5% (2034) 〔 比例: 28.1% (調整なし) 基礎: 38.4% (2034) 〕 +8.9%	67.9% (2029) 〔 比例: 28.1% (調整なし) 基礎: 39.8% (2029) 〕 +10.3%	68.8% (調整なし) 〔 比例: 28.1% (調整なし) 基礎: 40.7% (調整なし) 〕 +11.2%
うち40年分 58.4% 〔 比例: 25.0% 基礎: 33.4% 〕	59.1% 〔 比例: 25.0% 基礎: 34.1% 〕	60.3% 〔 比例: 25.0% 基礎: 35.4% 〕	61.2% 〔 比例: 25.0% 基礎: 36.2% 〕
58.2% (2052) 〔 比例: 27.8% (2027) 基礎: 30.4% (2052) 〕 +7.8%	58.7% (2051) 〔 比例: 27.6% (2028) 基礎: 31.1% (2051) 〕 +8.3%	59.9% (2048) 〔 比例: 27.5% (2029) 基礎: 32.4% (2048) 〕 +9.5%	63.1% (2039) 〔 比例: 26.2% (2037) 基礎: 36.9% (2039) 〕 +12.7%
うち40年分 51.7% 〔 比例: 24.7% 基礎: 27.0% 〕	52.2% 〔 比例: 24.5% 基礎: 27.6% 〕	53.2% 〔 比例: 24.4% 基礎: 28.8% 〕	56.1% 〔 比例: 23.3% 基礎: 32.8% 〕

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

【組合せ試算】適用拡大、調整期間の一致を行った場合

《 適用拡大 》

- ① 90 万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200 万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270 万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860 万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

＋

《 調整期間の一致 》

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

将来の所得代替率

現行制度

適用拡大 ＋ 調整期間の一致

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

移行・継続
成長型経済

57.6% (2037)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

過去
30年
投影

50.4% (2057)

〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕



適用拡大①
(90万人拡大)

適用拡大②
(200万人拡大)

適用拡大③
(270万人拡大)

適用拡大④
(860万人拡大)

61.2% (調整なし)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:36.2% (調整なし) 〕

+3.6%

56.3% (2036)

〔 比例:23.0%(2036)
基礎:33.3%(2036) 〕

+5.9%

56.2% (2037)

〔 比例:23.0%(2037)
基礎:33.3%(2037) 〕

+5.9%

56.5% (2036)

〔 比例:23.1%(2036)
基礎:33.4%(2036) 〕

+6.1%

56.4% (2038)

〔 比例:23.0%(2038)
基礎:33.4%(2038) 〕

+6.0%

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

【組合せ試算】 基礎年金45年化、調整期間の一致を行った場合

《 基礎年金45年化 》

基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長し、その分給付を増額

+

《 調整期間の一致 》

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

将来の所得代替率

現行制度
(40年加入モデル)

基礎年金45年化＋調整期間の一致
(45年加入モデル)

移行・継続
成長型経済

57.6% (2037)

{ 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037)

+11.2%

68.8% (調整なし)

{ 比例:28.1% (調整なし)
基礎:40.7% (調整なし)

うち40年分
61.2%

{ 比例:25.0%
基礎:36.2%

過去
30年
投影

50.4% (2057)

{ 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057)

+12.7%

63.1% (2036)

{ 比例:25.8% (2036)
基礎:37.4% (2036)

うち40年分
56.1%

{ 比例:22.9%
基礎:33.2%

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

{ 比例:25.0%
基礎:36.2%

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

【組合せ試算】適用拡大、基礎年金45年化、調整期間の一致を全て行った場合

《 適用拡大 》

- ① 90 万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200 万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270 万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860 万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

《 基礎年金45年化 》

基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長し、その分給付を増額

《 調整期間の一致 》

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

＋

＋

将来の所得代替率

適用拡大 ＋ 基礎年金45年化 ＋ 調整期間の一致 (45年加入モデル)

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

移行・継続
成長型経済

過去30年
投影

現行制度 (40年加入モデル)

57.6% (2037)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

50.4% (2057)

〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕



適用拡大①
(90万人拡大)

適用拡大②
(200万人拡大)

適用拡大③
(270万人拡大)

適用拡大④
(860万人拡大)

68.8% (調整なし)

〔 比例:28.1% (調整なし)
基礎:40.7% (調整なし) 〕

+11.2%

うち40年分
61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

63.3% (2036)

〔 比例:25.8%(2036)
基礎:37.5%(2036) 〕

+12.9%

うち40年分

56.2%〔 比例:23.0%
基礎:33.3% 〕

63.2% (2037)

〔 比例:25.8%(2037)
基礎:37.4%(2037) 〕

+12.9%

56.2%〔 比例:22.9%
基礎:33.3% 〕

63.5% (2036)

〔 比例:25.9%(2036)
基礎:37.6%(2036) 〕

+13.1%

56.5%〔 比例:23.0%
基礎:33.4% 〕

63.5% (2038)

〔 比例:25.9%(2038)
基礎:37.6%(2038) 〕

+13.1%

56.5%〔 比例:23.0%
基礎:33.4% 〕

注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。
※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例：▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円
2040年度：6,400億円
2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額 見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

注1: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。
過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例): [現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度
なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。
注2: 右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。
注3: 右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響(注3)
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—



上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし

<参考> 上限該当者に係る(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例
6.1万円/年 (終身)
11.0万円/年 (終身)
20.1万円/年 (終身)

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。

過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度

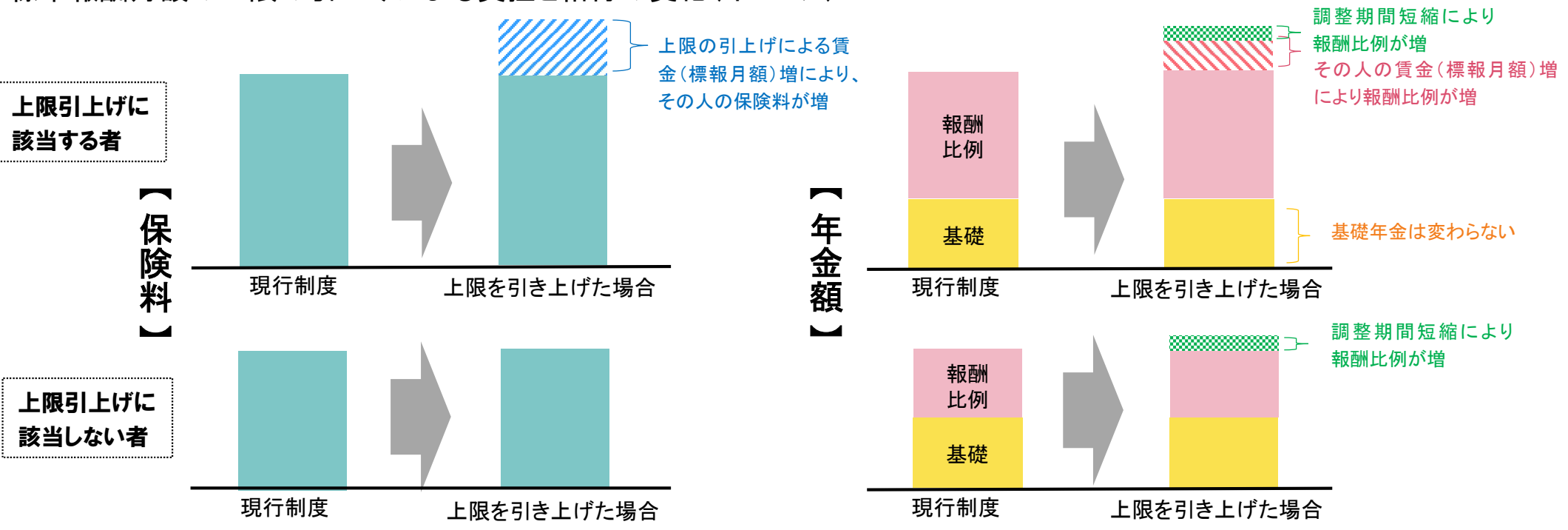
[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

(参考) 標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化のイメージ

標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化(イメージ)



標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化

加入期間	標準報酬月額上限					
	75万円		83万円		98万円	
	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金
10年	0.9万円/月増	6.1万円/年増 (終身)	1.6万円/月増	11.0万円/年増 (終身)	3.0万円/月増	20.1万円/年増 (終身)
20年		12.2万円/年増 (終身)		21.9万円/年増 (終身)		40.2万円/年増 (終身)

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)

(参考) 標準報酬月額の上限の引上げ該当者数及び保険料収入の増加額

標準報酬 月額上限	上限該当者数 ※()内は全体(4,200万人)に占める割合	保険料収入の増加額(満年度1年分)		
			うち事業主負担分	うち本人負担分
65万円	259万人(6. 2%)	—	—	—
68万円	225万人(5. 4%)	1, 500億円	750億円	750億円
71万円	198万人(4. 8%)	2, 800億円	1, 400億円	1, 400億円
75万円	168万人(4. 0%)	4, 300億円	2, 150億円	2, 150億円
79万円	144万人(3. 5%)	5, 500億円	2, 750億円	2, 750億円
83万円	123万人(3. 0%)	6, 600億円	3, 300億円	3, 300億円
88万円	107万人(2. 6%)	7, 800億円	3, 900億円	3, 900億円
93万円	93万人(2. 2%)	8, 800億円	4, 400億円	4, 400億円
98万円	83万人(2. 0%)	9, 700億円	4, 850億円	4, 850億円
103万円	69万人(1. 7%)	10, 500億円	5, 250億円	5, 250億円
109万円	62万人(1. 5%)	11, 300億円	5, 650億円	5, 650億円
115万円	56万人(1. 3%)	12, 000億円	6, 000億円	6, 000億円
121万円	51万人(1. 2%)	12, 700億円	6, 350億円	6, 350億円
127万円	44万人(1. 1%)	13, 300億円	6, 650億円	6, 650億円
133万円	40万人(1. 0%)	13, 800億円	6, 900億円	6, 900億円
139万円	36万人(0. 9%)	14, 300億円	7, 150億円	7, 150億円

※ 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。

【参考試算】マクロ経済スライド調整の仕組みの見直し

○ マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合（名目下限措置の撤廃）

- ・ 参考として、平成28年年金改革法で成立した、マクロ経済スライドの未調整分をキャリーオーバーする仕組みの効果も試算。
- ・ 経済変動は2028年度から10年周期で2057年度まで機械的に変動させて試算

⇒ 名目下限措置を撤廃すると所得代替率にプラスの効果があり、特に経済が低成長である過去30年投影ケースや1人当たりゼロ成長ケースでその効果大きい。

名目下限措置撤廃による効果

【参考】キャリーオーバー※による効果

※ 平成28年年金改革法で成立

高成長実現

+0.0%

名目下限措置撤廃 57.3% ← 現行制度（経済変動あり） 57.3%

成長型経済移行・継続

+0.0%

名目下限措置撤廃 58.2% ← 現行制度（経済変動あり） 58.1%

過去30年投影

+1.7%

名目下限措置撤廃 53.3% ← 現行制度（経済変動あり） 51.6%

1人当たりゼロ成長

マクロ経済スライド調整により収支が均衡

名目下限措置撤廃 45.3% (2063) ← 現行制度（経済変動あり） 均衡せず
 { 比例: 23.0% (2034)
 基礎: 22.2% (2063)

+0.0%

現行制度（経済変動あり） 57.3% ← キャリーオーバーの仕組みがない場合 57.3%

+0.0%

現行制度（経済変動あり） 58.1% ← キャリーオーバーの仕組みがない場合 58.1%

+1.6%

現行制度（経済変動あり） 51.6% ← キャリーオーバーの仕組みがない場合 50.0%

—

—

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

(参考) 経済変動を仮定した場合の賃金・物価変動率

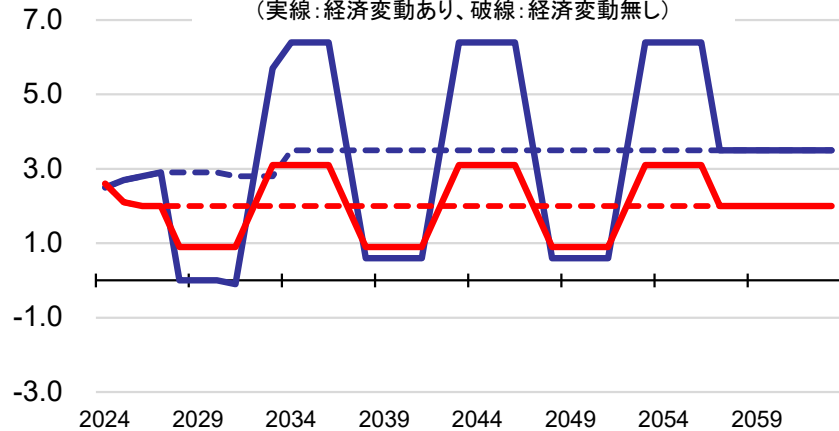
- 令和6(2024)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
- 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成28年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みの効果が生じる状況となる。

(注) 経済変動は2028年度～2057年度の30年間(周期3回)生じるものとする。

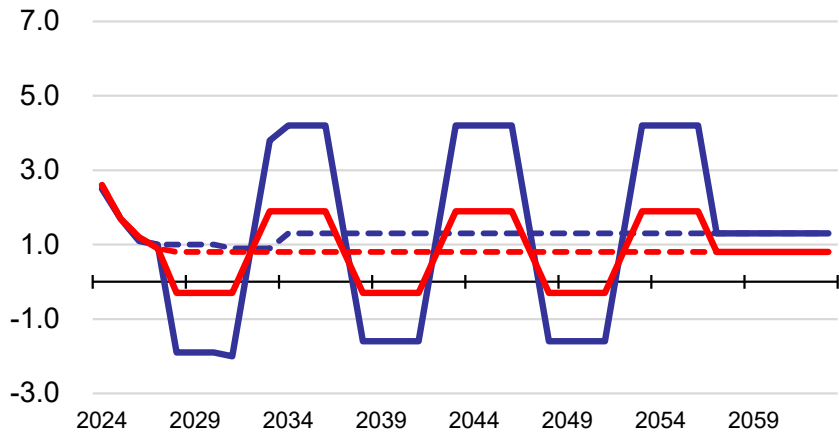
名目賃金上昇率・物価上昇率の前提

成長型経済移行・継続ケース

青線：名目賃金上昇率、赤線：物価上昇率
(実線：経済変動あり、破線：経済変動無し)

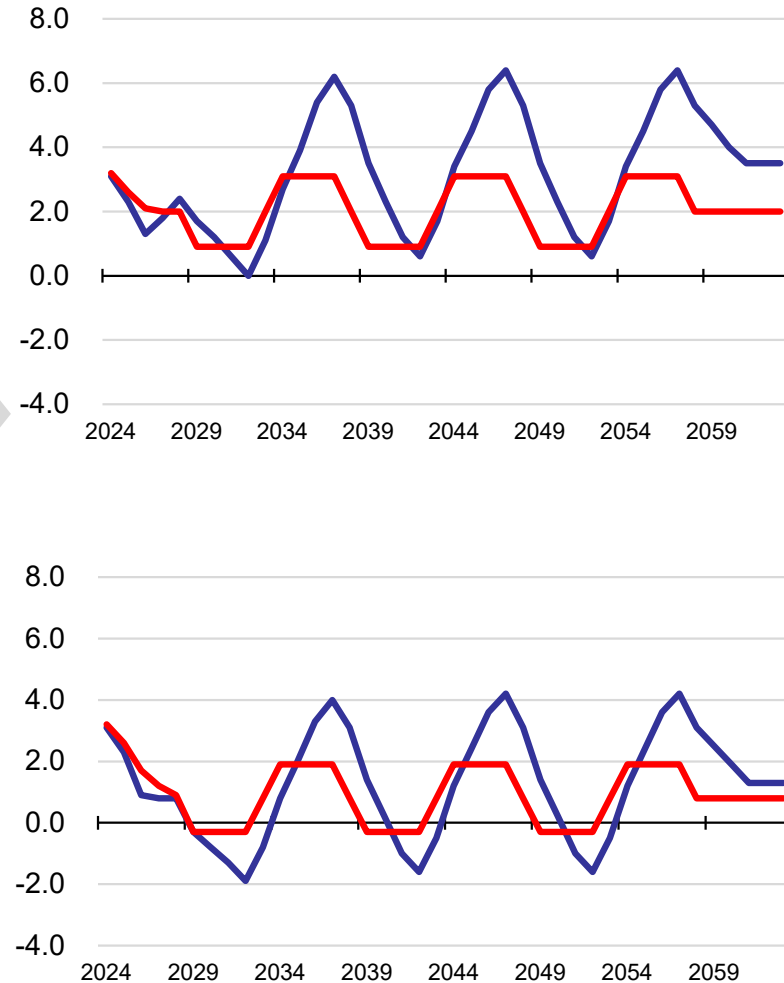


過去30年投影ケース



年金額改定に用いる賃金・物価変動率

青線：賃金変動率、赤線：物価変動率



年金額改定
に用いる物
価・賃金変動
率を計算
(※)

調整終了後の
所得代替率
()内は
変動なしの場合

高成長実現
57.3%
(56.9%)

成長型経済
移行・継続
58.1%
(57.6%)

過去30年投影
51.6%
(50.4%)

1人当たり
ゼロ成長
2069年度に
積立金がなくなる
(2059年度に
積立金がなくなる)

※ 年金改定に用いる賃金変動率の算出方法：「2～4年度前(3年度平均)の実質賃金上昇率」×「前年の物価上昇率」

（参考）名目下限措置撤廃による効果イメージ

○ 景気変動の状況によらず、マクロ経済スライドを発動すると、将来世代の給付水準が上昇する。

